矢板市マスコットキャラクター「ともなりくん」着ぐるみ貸出要領

（趣旨）

第１条　この要領は、矢板市マスコットキャラクター「ともなりくん」の着ぐるみの貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　着ぐるみは、別紙のものをいう。

（貸出しの範囲）

第３条　広報担当課長は、第５条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。

⑴　特定の個人、団体、企業、政治団体、宗教団体又は宗教（礼拝や祈祷等の宗

教的行為を伴わない初詣、節分、七五三、クリスマスその他の慣習化している行事であって、広報担当課長が認めるものを除く）を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれのある場合（国又は地方公共団体が開催し、若しくは後援等連携協力するもの又は矢板市のイメージアップやブランド化の推進に寄与するもので広報担当課長が認めるものを除く。次号及び第５号において同じ。）

⑵　矢板市や「ともなりくん」のイメージを損なうおそれのある場合

⑶　酒席、暗い場所での使用その他の着ぐるみが汚損・破損するおそれのある場

　合

⑷　第８条各号に掲げる事項に従わないおそれのある場合

⑸　法令や公序良俗に反するおそれのある場合

⑹　その他貸し出すことが不適当と広報担当課長が認めた場合

（費用）

第４条　着ぐるみの使用料は、無料とする。ただし、貸出しに伴う搬出及び搬入に係る費用は着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）の負担とする。

（申請）

第５条　着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、広報担当課に電話等で借受けについて仮予約をした上、原則として借受けを希望する日の15日前までに、「着ぐるみ借受申込書（様式１）」を、持参、郵送、ＦＡＸ又はメールにより広報担当課長に申請するものとする。

２　広報担当課長は、前項による申請の内容を適当と認める場合には、第３条の規定により貸出しを承認し、借受希望者に対して着ぐるみを貸し出すものとする。ただし、借受希望者が重複した場合又はその他やむを得ない事情がある場合には、貸出しを行わないことがある。

（貸出期間）

第６条　貸出期間（受取予定日から返却予定日まで）は、１回の貸出しに対し、原

則として３日以内とする。ただし、返却予定日が矢板市役所の閉庁日にあたる場

合は、返却予定日後の直近の開庁日を返却日とする。

（借受け及び返却）

第７条　着ぐるみの借受け及び返却は、原則として広報担当課職員の立会いにより行うものとし、搬出及び搬入については、借受者が行うものとする。ただし、広報担当課長が認める場合はこの限りでない。

（遵守事項）

第８条　借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　第三者に転貸しないこと

⑵　雨天時に屋外で使用しないこと

⑶　火気又は危険物の近辺で使用しないこと

⑷　着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと

⑸　着ぐるみ装着者は、装着中に発声しないこと

⑹　着ぐるみ装着中は、補助者を必ず１名以上付け、安全面に留意すること

⑺　着ぐるみの使用及び市湯後の手入れ等については「ともなりくん取扱いマニ

ュアル」により取り扱うこと

　⑻　その他　「ともなりくんの貸し出しに関する遵守事項」に従うこと

（貸出しの承認取消）

第９条　借受者がこの要領に違反したときは、承認を取り消すものとする。

（紛失・汚損・破損）

第10条　借受者は、故意又は過失により着ぐるみを紛失、汚損又は破損した場合、現物又は実費をもって賠償する責任を負うものとする。

（責任）

第11条　着ぐるみ使用に当たって発生した事故等については、借受者が適切に処理する責任を負うものとする。なお、着ぐるみの貸出しによって借受者が被った被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対して、矢板市は損害賠償等の一切の責任を負わない。

（その他）

第12条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成２７年８月１日から施行する。